

IV 一時保護業務

1. 一時保護業務の概要 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

児童福祉総合センター内の児童相談所では、児童の心身の健全な成長・育成にとって望ましくない環境から児童を保護するために、一時保護業務を行っている。一時保護児童の相談種別は、養護、ぐ犯、触法、不登校、性格行動、知的障がい、その他の諸事情に分類され、また、児童の処遇の種類は児童福祉施設入所、里親委託、他の児童相談所等関係機関への移送、家庭引取、その他（就職、施設復帰、その他）に分類される。

一時保護は緊急保護、アセスメント、短期入所指導の必要がある場合に行われる。緊急保護は、遺棄や家出、虐待や放任等、保護者の欠如や養育・監護能力の脆弱により健全な育成が阻害される危険があり緊急の保護を必要とする場合、アセスメントは、適切かつ具体的な援助方針を定めるために一時保護による十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合、短期入所指導は、短期間の心理療法やカウンセリング、生活指導等が有効である場合で諸条件により他の方法による援助が困難または不適当であると判断される場合にそれぞれ行われる。

一時保護は一時保護所にて行う場合（所内一時保護）のほか、一時保護専用施設、児童養護施設や里親等に一時保護を委託する場合（委託一時保護）もある。

2. 入所の状況 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

(1) 一時保護の概況

令和3年11月に仮設の一時保護所を開設して定員を70名に拡充しており、令和5年度に一時保護所在所児童が定員を超過した日数は18日（同18日増）と20日を下回った。

所内一時保護児童の延日数が18,765日（前年比1,488日増）に増加したほか、所内一時保護児童の1人平均在所日数は41.4日（前年比2.4日増）と40日を上回った。また、委託一時保護児童の延日数は24,159日（前年比6,349日増）に増加したほか、委託一時保護児童の1人平均委託日数は38.8日（前年比9.7日増）に長期化しており、前年度までと比べて一時保護を解除するまでに要する期間が長期化する傾向が見られている。

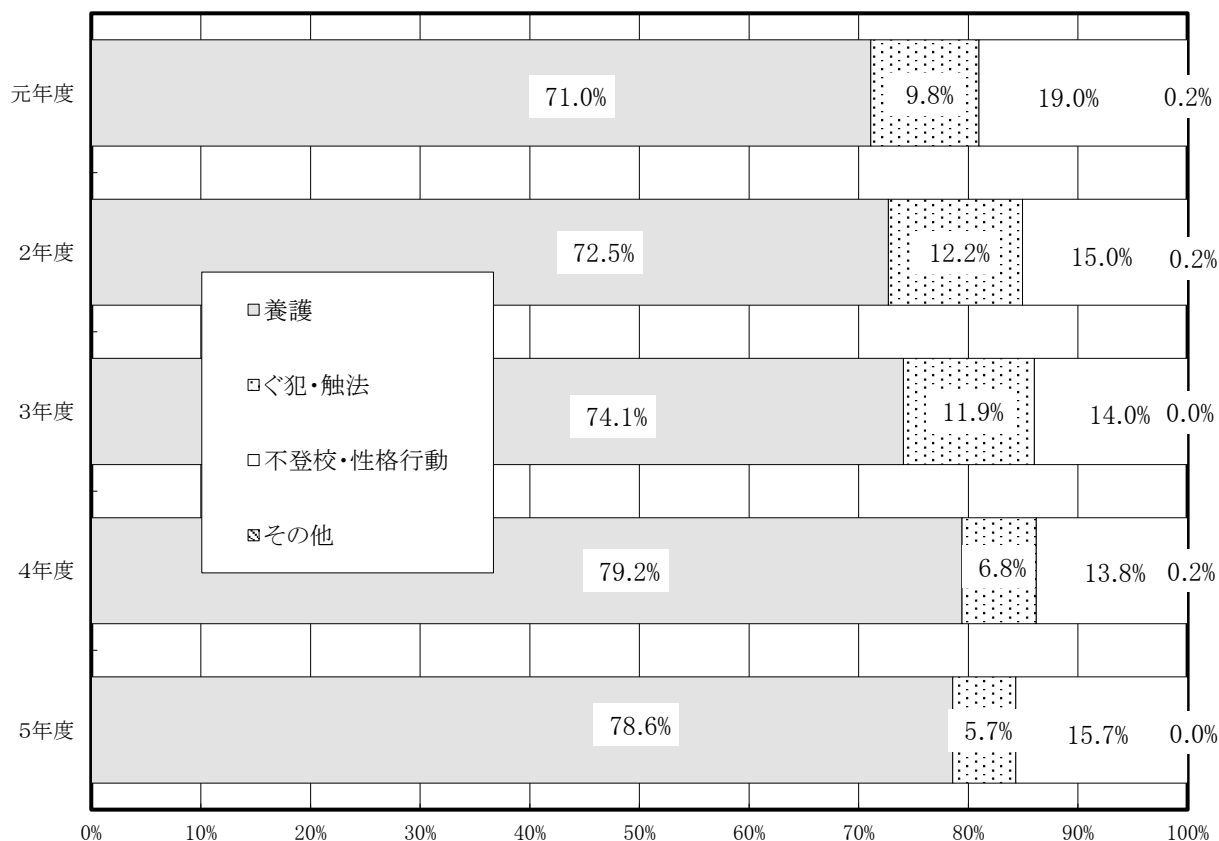
表1 一時保護児童数の推移(年度中に退所した児童)

年度	区分	延人員(人)	延日数(日)	一日平均在所児童数(人)	一人平均在所日数(日)	在所児童が定員を超えた日数(日)
元年度		458	16,356	44.8	35.7	189
2年度		459	17,982	44.7	39.2	117
3年度		494	17,286	47.4	35.0	12
4年度		443	17,277	47.3	39.0	0
5年度		453	18,765	51.4	41.4	18

表2 委託一時保護児童数の推移(年度中に解除した児童)

年度	区分	延人員(人)	延日数(日)	一日平均委託児童数(人)	一人平均委託日数(日)
元年度		513	11,717	32.0	21.6
2年度		541	11,787	32.3	22.8
3年度		514	13,054	35.8	21.8
4年度		611	17,810	48.8	29.1
5年度		622	24,159	66.2	38.8

図1 相談種別一時保護割合の推移



※端数処理をしているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

(注) 数値は、各年度内に一時保護所を退所した児童が対象。

一時保護児童数(実人員)の相談種別推移では、養護事情による入所が最も多く、令和5年度で78.6%を占めている。次いで、不登校・性格行動事情は15.7%、ぐ犯・触法事情によるものが5.7%となっている。例年、養護事情による保護が首位を占めている。

(2) 年齢別入所状況

単位(人)

区分	年齢																		合計
	1以下	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
延人員計					63					137								253	453
					(13.9%)					(30.2%)								(55.9%)	(100.0%)
延日数計				2,743						7,031								8,991	18,765
				(14.6%)						(37.5%)								(47.9%)	(100.0%)

※端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

(注) 数値は、各年度内に一時保護所を退所した児童が対象。

年齢別では、12歳以上の児童の保護が253人(55.9%)で最も多く、前年度同様、年齢層の高い児童の占める割合が高い。

IV 一時保護業務

3. 一時保護児童の生活 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

児童の日常生活については、下表のとおりである。起床から就寝まで、規則正しい生活を指導するとともに、日課を通して生活指導を行っている。また、学齢児には、その子どもの学力に応じたプリントを中心とする学習指導や土曜日の図工指導を行っている。

児童の生活が単調にならないように、体育指導を月に2回、課外指導と手作り指導（昼食・おやつ）を月に各1回実施している。

児童日課表（男子棟）

	月	火	水	木	金	土	日
7:00	起床、洗面、掃除						
8:00	朝食(5分前に食堂集合、食後は自由時間)						
8:50	日記						自由時間
9:30	ラジオ体操、朝礼、居室点検						
9:50	学習時間(一時間目)				図工	自由時間	
10:20	休み時間						
10:25	学習時間(二時間目)						
10:55	休み時間						
11:00	学習時間(三時間目)						
11:30	自由時間						
12:00	昼食(5分前に食堂集合、食後は自由時間)						
13:00	児童会	自由時間					
14:40	おやつ(5分前に食堂集合)						
15:00	日課 「近隣の公園遊び」 (雨天時は自由時間)		体育館 (第2・第4水曜)	日課 「近隣の公園遊び」 (雨天時は自由時間)			自由時間
16:30	入浴	シャワー		入浴	シャワー	入浴	シャワー
17:00	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	
18:00	夕食(5分前に食堂集合)						
	自由時間						
19:20	おやつ(5分前に食堂集合)						
	自由時間						
21:00	就寝準備						
22:00	消灯						

※日課については、女子棟、小学生棟、幼児棟において多少の相違がある。

4. 退所の状況 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

措置の概要

一時保護所を退所した児童 453 人のうち 242 人 (53.4%) が家庭引取となっている。

また、その他 (主に児童福祉施設への一時保護委託) が 161 人 (35.5%)、児童福祉施設入所が 40 人 (8.8%) と続いている。

表1 一時保護児童の相談種別措置等状況

区分 \ 相談種別	養護	ぐ犯・触法	不登校・ 性格行動	その他	合計	割合 (%)
前年度未措置件数	38	3	5	0	46	
本年度受理件数	356	24	76	0	456	
本年度措置件数	356	26	71	0	453	100.0
児童福祉施設入所	33	3	4	0	40	8.8
里親委託	4	0	0	0	4	0.9
関係機関へ	1	2	1	0	4	0.9
家庭裁判所送致	1	1	0	0	2	0.4
帰宅	190	13	39	0	242	53.4
その他	127	7	27	0	161	35.5
割合 (%)	78.6	5.7	15.7	0.0	100.0	
本年度未措置件数	38	1	10	0	49	

※端数処理をしているため、内訳の合計が 100%にならない場合がある。

5. 年齢別相談種別一時保護件数（受付） ※※※※※※※※※※

種別及び性別		年齢(歳)																	合計	構成比(%)		
		1以下	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			18以上	
男	養護	0	10	5	6	13	9	10	13	10	16	15	19	13	14	18	16	7	0	194	76.1	
	心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	1	0	0	9	3.5	
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	1	0	0	7	2.7	
	性格行動	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	5	4	5	13	7	2	2	0	45	17.6	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	小計	0	10	5	6	13	11	12	15	11	16	20	26	18	33	30	20	9	0	255	99.9	
	構成比(%)	0.0	3.9	2.0	2.4	5.1	4.3	4.7	5.9	4.3	6.3	7.8	10.2	7.1	12.9	11.8	7.8	3.5	0.0	100.0		
女	養護	1	6	10	7	5	9	3	8	9	7	12	16	14	20	20	12	2	1	162	81.9	
	心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	2	1	1	0	9	4.5
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.5	
	性格行動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	3	11	1	5	1	0	26	13.1	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	小計	1	6	10	7	5	9	3	8	9	9	14	17	20	33	23	18	5	1	198	100.0	
	構成比(%)	0.5	3.0	5.1	3.5	2.5	4.5	1.5	4.0	4.5	4.5	7.1	8.6	10.1	16.7	11.6	9.1	2.5	0.5	100.0		
合計	養護	1	16	15	13	18	18	13	21	19	23	27	35	27	34	38	28	9	1	356	78.6	
	心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	4	2	1	0	18	4.0
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	1	1	0	8	1.8	
	性格行動	0	0	0	0	0	2	2	2	1	2	7	5	8	24	8	7	3	0	71	15.7	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	合計	1	16	15	13	18	20	15	23	20	25	34	43	38	66	53	38	14	1	453	100.1	
	構成比(%)	0.2	3.5	3.3	2.9	4.0	4.4	3.3	5.1	4.4	5.5	7.5	9.5	8.4	14.6	11.7	8.4	3.1	0.2	100.0		

※端数処理をしているため、内訳の合計は100%にならない。

年齢別では、12歳以上の中高（卒）生の保護が253人で全体の二分の一以上を占めている。

一時保護の種別では、養護事情によるものが356人（78.6%）で最も多く、年代も幼児から学齢児まで幅広く分布している。ぐ犯・触法は26人（5.7%）で12歳から17歳に集中、性格行動は71人（15.7%）で年代は6歳から17歳まで幅広く分布している。